

第 2 回

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議録

平成17年2月21日

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

第 2 回 相 模 原 市 ・ 津 久 井 町 ・ 相 模 湖 町 合 併 協 議 会 会 議 録

目 次

○会議次第	1
○出欠席者名簿	2
○開 会	3
○あいさつ	3
○議 事	4
○その他	49
○閉 会	53

第2回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議録

日時：平成17年2月21日（月）午前9時30分から

場所：けやき会館5階 大樹の間

〈会議次第〉

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

〈協議事項〉

協議第18号 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）

協議第33号 新市まちづくり計画について（継続協議）

〈報告事項〉

報告第9号 「相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による法定合併協議会の設立及び合併協議に係る合意書」及び「相模原市及び藤野町による法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書」の調印について

報告第10号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について

4 そ の 他

(1) 今後の協議会開催日程（案）について

(2) その他

5 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（34名）

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、天野望副会長、
由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、小磯義範委員、
河本洋次委員、井口学委員、矢越孝裕委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、
向山武委員、西川堯委員、落合宣明委員、関戸昌邦委員、湯川齊委員、小嶋重春委員、
荒井正次委員、永井宏一委員、高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、
宮崎嘉博委員、大竹栄委員、前田建二委員、所谷嘉昭委員、永井充委員、高橋幸一委員、
森繁之委員、小林弘委員

○欠席委員（5名）

一戸法子委員、根岸清委員、尾崎洋子委員、高城正勝委員、田中克己委員

○アドバイザー

吉田民雄東海大学政治経済学部教授
辻琢也政策研究大学院大学教授
牛山久仁彦明治大学政治経済学部助教授

○幹事

山口秀夫幹事長、永井一浩副幹事長、清水東次幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、
柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、佐藤光男主査、菊地原央主査

○専門部会

宮崎泰男企画部会長、馬場正行総務部会長、大貫勲財務部会長、井上耕二保健福祉部会長、
鈴木周雄保健所部会長、内藤春雄市民部会長、田中勝年経済部会長、梶山齊環境保全部会長、
小星敏行環境事業部会長、内田登都市部会長、吉田政雄建築部会長、岩本和紀土木部会長、
松本孝一管理部会長、内田清明学校教育部会長、渡邊亮生涯学習部会長、
矢島博消防部会長、渋谷勝美企画部会副部会長、小林輝夫保健福祉部会副部会長

○傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午前9時30分

◎開 会

○田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにご挨拶をお願いいたします。



◎あいさつ

○小川会長 皆様、おはようございます。本日は、去る2月17日に引き続きまして、皆様には大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第2回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会は、先週の2月17日に第1回協議会を開催し、多くの協議事項についてご説明申し上げ、また協議をいただきました。

本日は、第1回協議会におきまして継続協議となっております、公共的団体等の取扱いについてや新市まちづくり計画などについて、引き続きご協議をいただきたいと存じます。

また、後ほど説明させていただきますが、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町で、また相模原市と藤野町の1市1町で法定合併協議会を設立するため、関係首長とともに合意書に調印をいたしまして、本年4月1日付けで2つの法定協議会を設立し、合併協議を進めることとなりました。

相模原市、津久井町及び相模湖町による1市2町の、この合併協議につきましては、城山町及び藤野町を含めた、相模原市、津久井郡各町との合併協議の先駆けとなるものであると考えておりまして、最終的には1市4町で合併できることが望ましいことであると考えております。委員の皆様には、このような状況もご理解いただいた中で、ご協議をいただきたいと考えております。

また、傍聴においていただいた皆様におかれましても、相模原市と津久井郡各町との状況につきましてご理解をいただきますとともに、本協議会における協議状況をご覧いただきまして、1市2町の合併協議についてご理解を深めていただきたいと存じます。

本日も実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。

○田所事務局長 ありがとうございます。



◎議 事

○田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いいたします。よろしく
お願いいたします。

○小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することとなっておりますが、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会合併問題特別委員会委員長の山岸一雄委員と津久井町議会副議長の大用順司委員にお願いをしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

□協議第18号 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

□協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

○小川会長 初めに、前回からの継続協議となっております、「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」並びに「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」を議題といたしますが、前回の協議会におきまして、津久井町の関戸委員よりご意見をいただいております。専門部会において調整をいたしておりますが、2月18日の金曜日、1日のみでございましたので、もう少し時間をいただきたいとのことでございます。本日は引き続き継続協議とさせていただきます、第3回協議会において再度ご協議をいただいた上で決定をさせていただきますと考えております。

この件について何かご意見がございましたら、お願いをいたします。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にございませんようでございますので、「協議第18号 公共的団体等の取扱いについて」並びに「協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて」は、継続協議とさせていただきます。

次に、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」を議題といたします。

事務局より説明をいたさせます。

内田事務局次長。

□協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）

○内田事務局次長 それでは、資料の3ページをお開きください。

協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）となっております。

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求める。

平成17年2月21日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

前回、合併後5年を経過した際に、新市全体の都市内分権の検討が終了しない場合の地域自治区の存続についてご意見をいただきました。そこで、記載のとおり、下線部分を追加して修正をいたしております。

下線部分を読み上げさせていただきます。

この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

なお、地域自治区の設置に関する協議ということで、第1条から第10条までございます条文につきましては、変更しておりません。

よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○小川会長 只今事務局から、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」、説明がありました。

ここで、協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

都市内分権の件について、ちょっと内容的にはずれると思いますけれども、ご質問したいと思います。

まず、自治区の特例法で、現在の町の設置の位置づけ、また1条から9条までの設置規定に基づいた地域自治区の協議会としての構築、それと、5年間の自治区のあり方と都市内分権との調整の中で、中身は、住民自治の自治体からの市民への分権だとか、コミュニティの充実等が含まれていると思いますけれども、今、相模原市で、さがみはら都市経営ビジョン策定審議会が行われていると思います。その中で、都市内分権について、津久井4町、合併を仮定した中で、どのような議論がされているのか。また、特例法期限内に相模原市の都市内分権がどのような形で進められて実施されるのか、そこいらをちょっとお聞きしたいと思います。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 まず、相模原市の、今、都市経営ビジョン。今まで行政改革と言っていたんですけれども、行政改革以上に、都市を経営するという考え方でこれからは改革をしようということ、さがみはら都市経営ビジョンというのをここで作ろうとしています。来年4月から出発したいということで、今、盛んにやっています。その中では津久井4町との合併については考えておりません。といいますのは、一番早ければ18年ですけれども、18年3月ですか。それからですので、今、その前提で議論をするのは無理だということで、考えていないとか、入っておりません。ですから、その後に修正なりをする必要が出てくると思います。

それから、5年を目途にという問題ですが、これは、できれば早くしたいというのが考え方です。ただ、これは、行政だけで頑張って、こうしろ、ああしろという訳にはいきません。相模原市の中の住民の皆さんとも相談して、今あるコミュニティを少し変更することが出てきますから、それでご納得いかなければいけないということもありますので、明らかに何年というふうなことを言えないのは申し訳ないんですけれども、なるべく5年以内に努力したいなというふうに考えています。

以上でございます。

○小川会長 大神田委員。

○大神田委員 今の、それでは都市内分権の流れとしては、特例法の中には盛り込んでいない

というふうな判断でよろしいですね。

それといま1点、特例法の中で自治区が設定されますけれども、では、相模原市の都市内分権の中に、相模原市全体、市を含めた自治区の検討はされているのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 相模原市の中で研究しているのかどうかということですが、今、都市みらい研究所というところで都市内分権について提言がある予定です。これは今年の3月末に提言をしていただくのですけれども、その中では、はっきり出てくるかどうかは分からないですけれども、一応方向性としては、自治区というような形に将来方向性が出てくるんだと思うんですけれども、まだそこは検討中ですので、はっきり申し上げられなくて申し訳ないんですが、将来は、相模原市、現在の相模原市の分も含めて、地域自治区のようなものが、これは特例法ではなくて自治法になりますが、そちらで対応をするようになるというふうに思っております。

以上でございます。

○小川会長 大神田委員。

○大神田委員 分かりました。特例法で5年間の自治区制度、合併可能としたときにされておりますけれども、私どもの一番懸念しているのは、それ以降、自治区制度がどういうふうな形で進められるのか。どういうふうな、例えば、相模湖町としての、町としての、今、特例法では自治区を設置されておりますけれども、これが、5年後、相模原市の都市内分権の中に自治区制度が確立されない場合には、どういうふうな対応、進め方がされるのか。それがやはり我々、相模湖町の自治区としても、津久井全体の形の中で懸念される部分がありますので、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 ご心配は分かります。そのために、ここに、今日は変更して、この内容において都市内分権の在り方の検討結果、これは市全体の検討結果がこの協議に影響を及ぼすような、これが5年以内に片がつかない場合は、ここを「設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる」と言っていますので、それは議会の議決になるのですが、早くなっても、一体性の原則からすれば、例えば、4年目にそういう方向が出たと。そうしたら、そこでも変更する必要が出てくるかもしれません。それから、例えば、6、7年かかってしまったと。その場合も変更することが出てくる。ご心配の件について、これより悪く変更するというのは、

これはほとんどあり得ないことでして、そこまではご心配されない方がよろしいかと思えます。

以上でございます。

○小川会長 宮下委員さん。

○宮下委員 津久井町の宮下ですが、先般の質問にも関係しますが、自治区の任期、2年としていますが、これは、国の方の法律では4年になっているのではないですか。

それと、回答では、できるだけ多くの方から意見を聞くと言われましたけれども、今回の合併で大幅に激減する議員の肩がわり。しかも、新市の建設計画は法定協ですけれども、総合計画は合併して以後の仕事になる訳です。その辺のことを、新市においては、旧の町においては2名ないし1名、また相模原の議員さんも46名いる訳ですけれども、急に旧津久井、相模湖の状況が分かる訳でもない。したがって、この協議会委員というのはすごい重要な位置づけになっている。

多分、この件については、都市内分権における合併後の実績、あるいはそういった実施例による、参考になるというか、実績がないので方向性とか中身が読めていないのではないかと思うんです。読めていないのですけれども、これは、合併して2年、3年、ある程度、5年間くらい、すごい大事な職務なんですね。単なる諮問機関ではないんですよ。市長がこれに基づいて検討してきてください、意見を述べてくださいではなくて、いわゆる当該の町から、重要な問題点を調査しながら、いわゆる新市における施策について反映する、そういった重要な位置づけにあるので、この辺については30名以内でとか言っていますけれども、多ければ多いというほどでもないし、意見がまとまらない。もう少し確たる方向性と中身を真剣にとらえないと、我々、編入される側としては非常に問題点があると、そう思います。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 4年の話です。特例法では4年以内で定めることができると。それから、合併特例区、もっと特別地方公共団体、性格的には強くなる方は、2年以内と定めています。そういうことからいっても、それから、この前もお話ししましたが、いろいろな意見が出るチャンスを作る。それから、地域の代表だとか団体の代表だとか、そういうことで、現実ではどうでしょう。2年ぐらいで任期、あるいは1年というのが多いのではないのでしょうか、そういう代表の方はですね。それから、やはり4年というのは、どちらかという公選の選挙とか、そういうものが多いのではないかという印象を持っています。ですから、そのために「更新は妨げない」と入れてありますから、必要ならば、2年の後、また2年やっていた

だくような措置を講ずればよろしいのではないかと思います、措置は講じてありますから。

それは、市長が、言い方は悪いですがけれども、自由に決めてしまう訳ではなくて、恐らく、地元をお願いしますよ、選出してくださいという話になると思うんですよ。ですから、これから津久井町さんと相模湖町さんでよく協議していただいて、どういうメンバーにするのか。それから、公募の人も入っていなければいけないでしょう。それから、今の世の中ですと、男女平等ですから女性の委員もある程度の割合を占めていなければいけない。そういうことも含めて、よく町で協議していただきたいと思っております。

以上でよろしいですか。

○小川会長 宮下委員。

○宮下委員 この件については、多分、この法定協で細則が決まる訳ではなくて、条例、規約についてはこの1年間でやっていくのかなと思いますけれども、その辺の動きはどうなっていますか。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 細部については要綱かなんかを作ったりするのでしょうか、基準を作ったり。それは津久井町さん、相模湖町さんと十分協議してやらせていただきますので、よろしくお願いします。

○小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ。

○高橋（幸）委員 相模湖、津久井から出ております、高橋と申します。よろしく申し上げます。

今の件でございますが、まず、下の方に一文追加されました。その中で、「本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは」という文章が入っているのですが、これは、誰が認めたときのことを言っているのでしょうか。私、ちょっと勉強不足で分からないのですが、例えば、新市の市長様ですとか、新市の議会ですとか、地域協議会が認めた場合のことを言っているのかというのが、1点お聞きしたいことがございます。

それと、「設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる」というふうにあります。この文章は、この下の第1条とか第2条とか第3条と、この中には入れることができないのでしょうか。私は、できれば、この中の文章の方へ明文化していただいた方が分かりやすいのかなと感じております。

以上、2点、ご質問でよろしくお願いたしたいと思っております。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 「認めるときは」ですけれども、これは執行する者が認めることになりま
すから、それは市長というふうに考えております、これが決定された後はですね。動いてき
たときは、市長が認めるときというふうに考えております。

それから、条文の方に入れられないかということですね。それは検討いたしました。ただ、
法制的なチェックも受けましたが、例えば、3月31日までとする。ただし、こういう場合
は延長できるとか、その「ただし」を余り使いますと、何のために決めているのかという話
がありまして、全体をとらえて前で表現して、さっき申しましたように、例えば、期間につ
いては、さかのぼる場合も考えられるし、遅れる場合も考えられて、どちらも対応できる。
それは十分そこで措置ができていうふうに考えております。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

どうぞ。高橋委員さん、どうぞ。

○高橋（絢）委員 相模湖の高橋でございます。

323ページの3番のところに、「市長その他の市の機関は」というふうにあります、
それぞれで不都合を生じた場合に、機関を通じて出てきた問題を、必要と思われる事項につ
いて機関を通じて新しい提案ができる場所が、どこで提案ができるのかということが1つと、
それから、相模原市から見た相模湖町、津久井町の生活のスタイルとか、また、タウンとい
うか、農村型のスタイルを持ち合わせているところから見た相模原市と一緒にやっていく場
合に、共存するためにはどのようにしてそういう提案をすればいいのかということ、もう1
点は、そういう一体感を図るために、タウンだけで主張してもだめかと思うので、その辺の
ネットワークというんですかね。そういうところがあったりとか、またアドバイザーとい
うか、そういうことの設置はなくても大丈夫なのかどうなのかがちょっと心配な点なんですけ
れども、いかがでしょうか。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 323ページの8条でよろしいですね。8条の第1項の条文に、「市長そ
の他の市の機関により諮問されたもの」。これは、市長、例えば教育委員会、それから農業
委員会、監査委員、そういうところから、この件についてはいかがですかと地域協議会にお
尋ねするという、文書で普通は行きます。それを協議して、文書で考え方をを出していただく
というのが普通です。それから、「市長その他の市の機関に意見を述べることができる」、

これは、諮問されなくても、これは市から何も言っていないけれども、これは是非必要だと意見を述べていただいて結構な訳です。それはそういうことで規定してあります。

それから、提案はどのようにすればいいか。これは、先ほど言いましたように、普通、文書で行われます。

それから、ネットワーク、アドバイザー。この件については、やはり合併した後、相模原市の情報を津久井の方によく流す方法、津久井の情報を相模原市民に知らせる。例えば、インターネットとか、いろいろな情報紙で、そういうことを意識的にやっていく必要があると思います。そういうことで、だんだん今までと違ったものが同化してくるんだと思うんです。

それから、もう一つはアドバイザーですが、これは気がついていませんでしたが、検討させていただきます。

○小川会長 よろしいですか。

では、小嶋委員さん、お願いします。

○小嶋（省）委員 津久井町の小嶋でございます。

今の内容で、高橋委員からお話が出ましたけれども、併せてお伺いしたいのですが、地域協議会の権限の、第8条、地域協議会の権限なんです、その1項、途中からで、「市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要」というふうになっていますが、法律の確か202条の7項では、「自ら」という文字が入っていると思うんですが、この辺を「自ら」というふうにはっきりうたう方が私はいいのではないかというふうに思います。

と申し上げますのは、それぞれの地域協議会ができて、あくまでも諮問ではなくて、その地域協議会の中の自らの意見を市長に提言できると、こういうふうな案件も含めて、「自ら」をそこへ文言を入れた方がいいのではないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 これは、おっしゃっていることは分かります。ただ、第8条で「地域協議会は」と主語がついていますので、その疑いはないと思っております、あえて付けませんでした。例えば、これを口語で人にお話しするようなときは、あってもいいかと思うんですけれども、条文上はこれで十分かと思っております。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○小川会長 他にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「会長」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 では、どうぞ。宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 今、決をとられるようではございますけれども、この件については今回の合併の非常に重要なポイントなので、いたずらに延ばす訳ではないのですけれども、まだ地元の議会とも十分な審議が得られていません。次回では出すつもりではございますけれども、私は、今回、継続にしたいと思っております。

○小川会長 ああ、そうですか。

いかがでしょうか。この協議を継続にするかしないか、ちょっとそのことでご意見を願います。

どうぞ、大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖の大神田です。

今、津久井町の委員さんが言われましたように、新市計画の中にもある程度関連があると思われまして。そのような関係で、相模湖町の委員の意見としては、次回の審議という形で継続を望みたいと思っております。

以上です。

○小川会長 お二方、継続協議というご意見なんですが、特にこのことについてはございませんですか。

どうぞ。小嶋委員さん、どうぞ。

○小嶋（省）委員 今、2人の委員さんからお話をいただきましたけれども、第3回の委員会までには必ず結論を持って出席をさせていただきますので、できましたら、申し訳ないんですが、継続をお願いできたらと思っております。

○小川会長 ああ、そうですか。分かりました。

このことにつきまして、ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特にごございませんようです。

只今協議をいただきましたが、「地域自治区等の設置及び都市内分権について」につきましては、大変重要な課題でもございますので、もう一度、専門部会、事務局において検討を

行った上で、次回の協議会へ改めてご提案したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議ないようでございます。

「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」につきましては、継続協議といたします。

次に、「協議第33号 新市まちづくり計画について」を議題といたします。

前回の協議会でもご説明をいたしました。新市まちづくり計画につきましては、3月9日までの間、住民の皆様からご意見をちょうだいした上で計画に反映をさせていただくこととなっております。したがって、本日も引き続き継続協議とさせていただくことを前提に、ご協議をいただきたいと存じます。

前回の協議会におきまして説明したほかに、補足して説明する事項があれば、事務局で説明をしてください。

また、各委員の皆様から補足して説明してほしい事項やお気づきの点がありましたら、併せてご意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局、どうぞ。

□協議第33号 新市まちづくり計画について（継続協議）

○内田事務局次長 それでは、新市まちづくり計画につきまして、補足説明をさせていただきます。

「新市まちづくり計画（案）」の冊子をご覧いただきたいと存じます。

前回、22ページから施策体系ということでご説明をさせていただきました。合併特例債の適用事業につきましてお話をさせていただきました。ただ、前回、金額について述べませんでしたので、今回、その金額を、口頭で大変恐縮ですが、お話をさせていただきます。

まず、22ページの施策、骨格幹線道路網の整備。それで右側に主要事業とございますけれども、上から4つ目の黒ポチがございますが、（仮称）下九沢大島線の具体化がございます。これにつきまして想定されております合併特例債の金額は、79億1,400万円でございます。79億1,400万円でございます。

それから、ページをおめくりいただきまして、24ページでございます。上の表の施策の下のところですが、廃棄物対策の推進というのがございまして、右側の主要事業というものがございます。一般廃棄物処理施設整備の推進というふうにはございますが、清掃工場

の次に、し尿処理施設とございます。これにつきまして合併特例債対象事業として考えてございます。この特例債の起債額でございますが、17億2,400万円を想定しております。17億2,400万円を想定しております。

それから、ページをおめくりいただきまして、27ページでございますが、27ページ、上の表の一番下の段、地域住民の連帯強化、地域振興ということで、右側に合併市町村振興基金の設立とございます。これは、基金自体は40億円を考えておりまして、その95%ということで、特例債は38億円。38億円を想定しております。

それから次に、②保健・医療・福祉の分野でございますが、施策の2番目、子育て環境づくりの充実ということで、主要事業で、一番上にこどもセンター建設事業がございます。こどもセンター建設事業につきましては、3億2,500万円の起債を想定しております。3億2,500万円の起債を想定しております。

それから、その下の児童クラブ整備事業でございますが、これにつきましては1億1,200万円。1億1,200万円の起債を想定しております。

それから、その下の方ですけれども、施策の下から3番目、地域福祉の充実というところがございまして、右側の主要事業、2番目の黒ポチですが、(仮称)北地区保健福祉センターの整備とございます。これにつきましては、起債額といたしまして47億5,300万円。47億5,300万円を想定いたしております。

それから次に、28ページでございますが、安全・安心の分野で、防災対策の推進がございます。その一番上、主要事業で防災行政用同報無線整備事業とございますけれども、これにつきましては15億300万円。15億300万円の起債を想定しております。

それから、施策はその2つ下ですが、消防体制の整備推進ということで、右側の主要事業、1番目、消防庁舎建設事業とございます。これにつきましては21億8,400万円。21億8,400万円の起債を想定しているところでございます。

したがいまして、合併市町村振興基金のための38億円の合併特例債の発行を除きまして、事業系で185億1,500万円の起債ということで財政計画は計算しております。これは、起債可能額が1市2町の場合では346億8,000万円でございますので、その約53%となるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○小川会長 皆様の方から何かございますか。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 只今の特例債の件ですけれども、差し支えがなければ、それらの対象、特定される地域がどこなのか、お分かりでしたらお願いしたいと思います。

○小川会長 事務局次長、どうぞ。

○内田事務局次長 失礼しました。まず——ちょっと順番が前後するかもしれません。下九沢大島線でございますが、この・・・

○小川会長 ちょっとページを言ってください。ページを。

○内田事務局次長 ページですね、はい。すみません、22ページでございます。22ページの骨格幹線道路網の整備。右側に主要事業がございまして、4つ目の黒ポチです。（仮称）下九沢大島線の具体化ということでございますが、これは、現在、さがみ縦貫道路が建設中ですけれども、その城山インターチェンジができますと、その城山インターチェンジ付近から国道129号線、作の口付近を結ぶ道路ということで構想されている路線のことです。これは、相模原市域からのさがみ縦貫道路へのアクセス道路として、津久井広域道路と並んで重要な位置付けを持つ道路となるものでございまして、併せまして、相模原市域と津久井・相模湖地域とを結ぶ重要な道路ということで考えております。

次に、24ページの廃棄物対策の推進の中のし尿処理施設でございます。これについては場所については未定でございますが、現在、し尿処理施設、合併いたしますと2カ所ということになりますので、それらの配置、新しい配置等について検討する中での整備ということでございます。

それから、ページをおめぐりいただきまして、27ページでございますが、子育て環境づくりの充実の中のこどもセンター建設事業、児童クラブ整備事業でございますけれども、これにつきましては、津久井町、相模湖町の区域に施設を整備しようとするものでございます。

それから次に、その下の方の地域福祉の充実という施策の中の（仮称）北地区保健福祉センターでございますが、これにつきましては、橋本地区に建設することで事業化を進めるものでございます。

それから次に、28ページの防災対策の推進の中の防災行政用同報無線整備事業、また消防体制の整備推進の消防庁舎建設事業につきましては、新市の中でも、特に津久井・相模湖地域の防災、消防体制強化のために必要な事業であるという認識から、合併特例債を活用して推進することを見込んでおるものでございます。

以上でございます。

○小川会長 よろしいですか。

他にございませんか。

大神田委員、どうぞ。

○大神田委員 まず、22ページの津久井広域道路、この関連と、それから中央高速相模湖東出口（オフランプ）の改修。この項目の中に施策として入っていますけれども、これも特例債可能か不可能かの部分があると思いますけれども、新市まちづくりの中で早急に計画の中に盛り込んである形、それと計画を早期推進していただくという形。要望ですけれども、これは、相模原市、津久井が合併が可能としたとき、新市づくりの中で、産業の流通又は観光的な要素、それと、相模原市の西側の部分に位置すると思いますので、市の西の玄関口に位置づけていただきたい。このような形で観光振興又は産業の分野にも大いなる発展と貢献ができるのではないかなと、こんなふうに思っております。

○小川会長 分かりました。

他にございませんでしょうか。

矢越委員さん。

○矢越委員 相模原の矢越でございます。前は欠席をさせていただきまして、申し訳ございませんでした。

このまちづくり計画を拝見いたしますと、私どもが前回までにお作りしましたまちづくりの将来ビジョンというものが非常に踏襲されている形かと思えます。そんな中で、もともと、あのまちづくりの将来ビジョンというのは——すみません、前回、私、欠席しましたもので、どういう議論がされたかというのは定かではございませんので、重複した議論になるかもしれませんけれども、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

1市3町をもとにして作ったものでありまして、今回は、この城山町さんが抜けている訳なんです。先ほど会長の冒頭のご挨拶にございましたけれども、できれば1市4町の合併が望ましいというようなことをおっしゃられていたと思えます。であるならば、なぜここを1市2町にされたのか。といいますのも、もしこのままいって城山町さんが合併しないというふうに最終的になった場合——というのも、あそこの町というのは、合併するしないという二者択一の権利というものがまだ残っている訳でございますので、そうなった場合に、果たして飛び地のままの合併でよろしいのかという根本的なことのちょっと疑問が生じたもので、お尋ねしたいなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○小川会長 事務局、ありますか。部会かな。

それでは、天野副会長からお願いいたします。

○天野副会長 確かに、矢越委員がおっしゃるように、昨年4月から1市3町のまちづくりのビジョン委員会等も設置していただいて、任意協議会で議論してまいりました。もとより私どもは、この1市3町の第7回目の委員会におきましても、そういった任意協議会の協議を尊重して次のステップへ進むと、こういうことが一つの結論づけられた訳でございます、そういう中で、1市3町の枠組みと申しますか、法定協への移行について協議を進めました。

ただ、そこで、やはり非常に難しかったことは、今、城山町のお話が出ましたから、城山町の町長としての意見が出されました。1つには、やはりこの任意協議会で出した1,280数項目の事務の一元化、それからまちづくりビジョン、これをやはり一旦白紙にする必要があるという意見が出されました。ゼロからやり直してほしいということが出ておりました。

それから、この任意協議会の結論の1つで、結論と申しますか、基本的な方向でありました、先ほど事務局からも説明されましたけれども、当然、事務事業の国県の支援を受けることが、行政サイドから見まして、この問題を進めていく非常に重要な問題でありますし、それからもう一つは、今、全体で128億ですか。そういった、どうしてもここで取り組まなければならない特例債事業と。こういったものを受けるためには、やはりこの特例法の期限内というふうなことが、以後の協議を進める上で非常に重要だというふうなことになりましたが、結果的には、そのところで、城山町はその協議というふうなものでは法定協へ進むということとはできないと、こういうふうなご意見でございました。

最終的には、私どもは、どこまでも1市3町という任意協議会で積み上げたものの延長線上の中に法定協議会でのさらなる議論というものを考えておりました。私は考えておりました。津久井町は考えておりました。しかし、結果的に、任意協議会の議論というものを元に戻して、基本的に白紙と。期限は設けないというふうなことでありますと、それ以後の協議ができないということになりましたので、最終的には、残念ながら、1市3町で詰めてまいりました結論からは、方向性からは、確かに、おっしゃるとおり、城山町の存在が計画の中から消えましたけれども、しかし、それは私ども1市3町の首長があえて求めた形ではなくて、結果的にそういうふうな方向へ行ったというふうなことでございますので、どこまでも私どもは、やはりベースは、任意協議会で議論をし、ビジョン委員会で策定をしていただいたものがどこまでもベースになって、新しい姿を求めるといふような基本的な姿勢は私は変わっていないと、こう思っています。

以上です。

○小川会長 矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 ありがとうございます。多分そういうことだろうなというのは薄々は存じておりました。多分、苦渋の決断だったかとは思いますが、結果、それで今、今日、この会議が執り行われている訳でございます、では、1市2町で合併するといった場合に、先程申し上げましたように、城山町さんが後々でもついてきていただければいいんですけれども、もしそれでも自立して歩むんだというようになった場合に、飛び地の合併ということになるかと思うんですね。

多分、日本全国、この平成の大合併を見ましても、このような、期限のため、合併特例債のためというなお話がちょっとあったかと思えますけれども、そのために飛び地の合併をするということ、果たしてそれが本当にいいことなのかどうなのかというのが非常に疑問に思う訳であります。多分、これは、中身をよく分かった人たちが、合併のことに携わっている人たち、日本全国にいるかと思えますけれども、いい笑い者になるのではないかというぐらい、私、思う訳でございます。言っていることは重々に分かるのですけれども、私は合併を反対している訳ではございません。ですけれども、そうなった場合にはどうするのかということまでお考えになったのかということが一番の重要なことだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小川会長 天野副会長。

○天野副会長 ちょっと私の発言が若干誤解を生じたのかなと思えますけれども、最初、津久井の4町ですね。町長はわかりましたけれども、4町で相模原市へ合併協議をお願いした場合でも、どこまでも、やはりこの合併をするということは、何らかの形の新しいまちづくりというものを進める手段である訳ですから、その手段として合併を協議していただこうと。その前提条件として、当然、合併を進めて、新しいまちづくりを進める上には、丸腰ではできない訳でありまして、やはりその費用というものが多額にかかるということ、私ども行政の長として当然承知の上でやらなければいけないということが一つございました。

そのためには、やはりこの特例法というふうな政府が持っている法律上のいろいろな支援というものを受けていこうと。受けていくというふうなことが、相模原市さんと合併協議を進めていただく上で、結果的に非常に大事なことなんだ。やはり財源を確保しながらやっていくということは、まちづくりにとっては非常に必要条件としても欠かせないと。こういうふうなことで、この特例法の期限というものを一番最初に申し入れた訳でございます、相模原市さんの方の事情もある訳でありますから、目標とするということをお願いしたので

あります。

結論としては、先ほど申し上げました、いろいろ紆余曲折はありましたけれども、幾つかここで挙げている事業というふうなものは、最終的にこの新しいまちの姿を——城山町が入ったとしても、これはどうしても、この城山町を含めて、藤野町も含めて、やはりし尿処理施設をきちんと整備する、消防施設をきちんと整備していくというふうなことは非常に重要なプロジェクトでもある訳でありますので、今「飛び地」という言葉が使われましたけれども、任意協議会の結論を白紙とするということになれば、当然、結果的には形としてはそういうふうになってしまいますけれども、でも、私どもは、この多額の費用をかけ、延べ700人以上の方の協議人数が加わった訳ですね。延べ700数十人というようなことになった訳であります。それをやはり尊重して、この法定協議の中で十分にご議論をいただきたいと、こういうことでございます。

結果的には、今、矢越委員のおっしゃっているような変則的な形になろうかと思っておりますけれども、やはりこの積み上げてまいりました協議というものを最終的には成就をできないかというふうなことで、市長ともども、私は副会長としても提案をさせていただいている訳でございますので、そういった若干変則的であるということは重々承知の上でご提案させていただいておりますので、それをさらに発展をさせていくというふうなことが、これをこのまま放置するというのではなくて、お互いが協力をして新しい形に進んでいくということが、私ども行政を預かっている者、あるいはこの参画していただいた委員の方々、そして市民の方々、町民の方々のやはりお互いが進んでいく方向ではないかなというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○小川会長 矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 ありがとうございます。多分、津久井町さんにしましても、相模湖町さんにしても、本当にしょうがない決断だったと思うんですけれども、皆さん、ここにいらっしゃる30何名の皆さんは、本当にこれでいいのかと思っているのかどうかというのが私は不思議なんです。1市3町、1市4町で合併できれば、それは一番いいことでありまして、それを進めていった中で離脱して行って、どうしてもしょうがなかったと言われればそうなんですけれども、最終的に飛び地という形でもしょうがないというようなことになった場合に、本当にそれで、皆さん、いいのかなと私は思うんですけれども、自分のお考えがあるのなら、是非この場でご発言をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○小川会長 宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 この件については、前回かなり協議したんですね。議論を私たちも出しました。井口委員がかなりその件について質問されたんですけども、矢越委員は、その辺、どういった引き継ぎをされて今回の会議に臨んだのでしょうか。

○矢越委員 引き継ぎといいますと、どのようなことを申しているのか、ちょっと分かりかねるんですけども、全く別個に私どもは出ている訳でございます。引き継ぎと言われましても、例えば、Aさんがこういう議論をしていたからこうだよというようなことを聞いた、それなりには聞いてはおりますけれども、それはいろいろな方に聞いただけでありまして、引き継ぎという形では受けておりません。

○小川会長 どうぞ。

○小嶋（重）委員 津久井町の小嶋です。

今、矢越委員から意見が出されましたけれども、矢越さんは私たちと一緒にビジョンづくりで長いこと一緒にやってきておりまして、1市4町のいろいろな構想を一生懸命考えてきて、そういう一抹の不安を持つのは当然であろうかと思えます。しかし、この問題については、前回の協議会で、一番長い時間をかけて、みんなで一生懸命協議した問題であります。それでもって、このような形で進めざるを得ないということになった訳です。

先ほど津久井町長から、その性格について説明がありましたけれども、先行合併を、1市4町、70万人弱になる総人口、そういう歴史的な大合併の事業でありますので、これをその合併の根幹とするような位置付けで先行合併して、そして、城山は中間地点で、交通の結節点でもあるし、また人の交流の中間地点でも当然ある訳ですので、やはりあくまでも城山も後から合併についてくるというようなことを願いながら、また、我々もみんな、それを誘導というか、そういうようなことを考えながら、この1市2町の合併をとにかく進めていかなければならないと、そういうような形でみんな合意していると思えます。したがって、これはこのまま進めていくのが妥当ではないかというふうに思います。

以上です。

○小川会長 石川委員さんかな。

○石川委員 只今、津久井町の委員さんからお話ございましたけれども、私も全く同感でございます。まず、会長、あるいは副会長から、1市4町、最終的にはそれが望ましいというお考えが述べられている訳です。それで、我々、今ここでなぜやるかということをお考え

ときに、やはり特例債の有効期間内にやるべきであるという考え方の中で、城山町さん、あるいは藤野町さんが出遅れた形になっているものの、城山町さんも、将来、合併しないというふうな発言は余り強くは聞いておりません。したがって、我々、この1市2町が、城山町さん、藤野町さん、お先に行っていますよというふうな形の中で進めていくことが望ましいというふうに考えております。したがって、このままの審議が継続されることを望みます。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

永井委員、どうぞ。

○永井（充）委員 相模湖町の永井でございます。

先ほどの津久井町の小嶋委員さんの方から、この協議をこのような形、1市2町の飛び地の協議を、前回の会議で、このような形で進めていくという確認があったというご発言があったかと思いますが、決してそのような形で発言が決まったとは思っていませんが、その辺の認識をもう一度確認したいのと、前回のこの会議の席上で、1市2町の合併に関して賛否をどこかの場所でとると、議決をとるというお話がございましたが、それをちょっともう一度確認したいんですが。

○小川会長 事務局、どうですか。

事務局、どうぞ。

○田所事務局長 前回の会議の際に、この1市2町で進めるということについて賛否をとるところまではいっていないというふうに認識をしています。ただし、前回、井口委員の方から、この合併そのものについて考え方をもう少し議論すべきであるというような質問がございまして、それについては特にご異議がなかったように承知をいたしてございます。したがって、今後も、この合併のあり方そのものについてはいろいろな議論がされるという認識で、事務局の方としてはおるところでございます。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

関戸委員さん、どうぞ。

○関戸委員 津久井町の関戸です。

前回も、私、この件では発言させていただきましたけれども、飛び地合併を目指している合併ではないという重要なポイントがあると思う訳ですけれども、各町が合併ということが必要であって、この話が成立してきた訳でありますので、各町が必要であると。ですから、

これが飛び地になったからということで、それでは今度は合併をする権利がなくなってしまうという恐れがあると。要は、大きなマイナス面が生じるのではないかという、ちょっとそんな意味の発言もしましたけれども、その意味では、今、政治的判断をここでしなければいけないというふうなことが私たちの努めだと思えます。

矢越さんは、本当に責任感があって、まちづくりの委員長を務めてまいりましたから、非常に責任感があって、そういうご発言をされていると思えますけれども、やはりここで決断をしていかなければいけないということは私たちの責任でありますので、100%いいということではないということ、これは心得て置かなければいけないということは私も承知しておりますし、そのようなことだと思えますので、そういう意見を申し上げます。

○小川会長 他にございませんか。

小嶋委員さん、どうぞ。

○小嶋（省）委員 津久井町の小嶋です。

今、それぞれの委員さんからお話が出ていますが、当初から、津久井町としては、1市4町、これに全く現在も揺るぎはございません。こういう気持ちで現在も進んでおります。いろいろと、ここ数日間、新聞報道も含めましていろいろ出ていますから、実は、確か4日ぐらい前だと思うんですが、城山町の町民の方から電話をいただきました。それで、町長はああいう見解を述べられておるけれども、町民としては、何とかこの1市2町で協議をしている協議へ将来的には必ず入らせていただきたい、そういう気持ちでおりますと、こういうふうなある町民の方からもいただきました。私も、是非それはできるだけ努力をしていただいて、一日も早く城山町が入っていただきたいと、こういうお話をさせていただきましたけれども、先程うちの町長からお話をいただきましたとおり、若干、町長の見解と、私がとっている範囲では、町民の皆さんの見解が相違があるというふうに思っています。

しかしながら、一方では、そういう話の中で、では、この1市2町が、その城山の町長の見解をもって、いつまでもこの法定協議会が設置されないでいいのかどうか。先ほど関戸委員、あるいはうちのまちづくりの小嶋委員からもお話が出ましたけれども、町民からはいっぱい電話が入りますから、その中で、津久井町は津久井町として判断をして、相模原市さんへお願いするのはどうですか。城山町がどうであれ、津久井町としては町民は何とか早く前へ進めていただきたいと、こういう意見もありますから、まさに苦渋の選択だというふうに思います。必ず城山町や藤野町が将来的には入ってきていただけると。これは私は常に願っていますし、我々もそのことをちゃんと胸を広くあけてお待ちすることが、とりあえず重要

ではないかなというふうに思います。ですから、これからまた、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、こういう意見の、それぞれの意見を出し合うことが重要であるというふうに思いますので、今後ともそういう面でご理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○小川会長 宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 前日も発言いたしましたけれども、津久井町においては、相模湖さんもそうかもしれないけれども、いわゆる財政措置を伴った合併というのは重要な住民の選択権の1つなんですね。やはりそれを放棄するかしらないかというのはすごく大事なことだと思いますし、矢越委員、まちづくりの将来ビジョンの方で大変ご尽力いただいた訳ですけれども、施策体系を見ましても、ここの新市まちづくり計画の地図を見ると分かるように、城山を飛ばして1市2町の合併ですべての施策が成り立っている訳でなくて、この施策体系には、城山が考慮された施策と主要事業というのはほとんど入っているのではないかと思います。そういった面で、最初にスタートできる相模湖町、あるいは我が町が頑張っていくことが、後からついてくる2町のためかなと、こう考えますので、私は是非この体制でいくべきだと、こう考えます。

○小川会長 他にございませんか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 津久井、相模湖から出ています、高橋でございます。

私は、前回、意見を言わせていただいた中で、飛び地になってしまう可能性をできれば議論していただきたいとか、デメリットをちゃんと把握して、それを議論していただきたいというお話をさせていただきましたが、採択とか、受け入れていただけませんでしたので、できればもう一度、まだ時間がありますので、デメリットですね。飛び地になってしまったときはこんな弊害が出てきてしまいますよということを把握して、その上で合併を目指すべきだと考えております。

それともう1点、冒頭から様々な方がご挨拶されて、皆さん、1市4町が理想ですよというお話が、前回の山岸委員もございましたし、津久井町の委員さんからも多くありましたし、今日の冒頭の会長の挨拶でもございました。今回の1市2町の合併が、もしかしたら、1市4町になるというか、1市4町で合併する可能性を潰しているような、そんなこともあるのではないのでしょうか。その辺も、私としては、1市4町で特例期限を目指さない合併をしたときと、今回のように1市2町で特例期限を目指した飛び地合併をしたときに、どのくらい

の財政的なメリット、デメリット、いろいろ等が出てくるのか、その辺もできれば検討していただいて、皆さんが本当に1市4町を目指していらっしゃるのだったら、もう一度、1市4町も考え直して、すべてをゼロにしてからスタートすることも考えてもよろしいのではないかと個人的には考えております。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんですか。

矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 すみません、何度も。皆さんのおっしゃっていることは分かるんですけども、であるならば、まちづくりの将来ビジョン検討委員会から、確か、この合併協議会はもともと4人出ていたと思うんですけども、城山町の方がいらっしゃいません。是非、城山町だからというのではなくて、委員として出ているのであれば、その方も次回からは呼びいただきたいということと、皆さん、1市4町、1市4町を目指しているとおっしゃいますけれども、そうではない場合も少しの可能性でも残っているということを私は申し上げただけで、あくまでも、これに反対しているとか、そういうことではございません。もう一度、自分の市町のことだけではなくて、合併したところから、またまちづくりのスタートでありまして、今は自分のところだけでもいいかもしれませんけれども、後々、合併したときには、1市4町なり1市2町、それは全てがスタートの始まりだということをよく考えていただければと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 メリット、デメリットと言われますけれども、7回の任意協議会で1, 283の事務事業を全部検証してきたんですね、それぞれのデータ、体制、事業について。これでメリット、デメリットが分からないのかなと、私はちょっと不思議に思う訳です。

それと、4町の連携からいきますと、それは、これから合併してからの施策の面が問題になるかと思えます。決して我が町が、津久井町で一つを考えて、個の町を考えている訳ではなくて、合併というのは、合併してからの新市、いわゆるそれまでの新市建設計画と、それ以後の総合計画にあるのではないですか。そこをきっちりと調整していくことが大事であって、決して我が町——相模湖さんも、単町のことだけ考えて、そういった考えでは毛頭ない訳で、その辺、ご理解いただけたらと思います。

○小川会長 矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 であるならば、この合併協議会自体でそういうことを議論することは必要ないのではないかと私は思うんですね。私どもはこの合併協議会の場でしか発言することができない訳でございまして、建設計画とか総合計画、マスタープランと言われるもののときに、こうしましょうよというようなことを言える訳ではございません。最終的にここでしか言えないことを私は申し上げているだけで、それを非難される覚えはございません。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

大神田委員さんですかね。

○大神田委員 私も、この1市4町の合併という形で望んできた委員の一員です。先程から、先行合併という形をとる意見、そういう形も一つは理ではないかなと、こういうふうに思います。なぜならば、今、合併が必要を持ってこの会議をやっている状況でございます。ですから、藤野町さん、城山町さん、いろいろの考え方があると思います。でも、先ほど小嶋委員さんから言われたような城山町さんの意見等も、皆さん、よくご存じだと思います。ですけれども、この合併という形は、先に道を開いておいて、1市4町合併を目指すという形を協議し、それで、合併のメリット、デメリットは、合併してもしなくても、極端に表現にあらわせるものではないと私は思います。やはり近い将来の新市づくり、まちづくりを目指した中での各町の合併だと、私はそういうふうに認識しております。

ですから、小嶋委員が言われたような、やはり先に合併の道しるべを作って、それから、藤野町さん、城山町さんは、この相模原市の合併に向いてくるというふうな判断で私は委員としての意見といたします。

○小川会長 では、天野副会長さん、よろしくどうぞ。

○天野副会長 私からもう一度発言をさせていただきたいと思いますが、この相模原と津久井という合併協議を任意協議会から進めてまいりまして、まさに、矢越委員さん、まちづくりのビジョン委員長としてですけれども、同時に、相模原側から見れば、やはりこの合併というふうなものは、先ほど来から4町とかいろいろ、3町とか出ておりますが、相模原市と津久井ということ考えたときには、それは、当然、行政区が一体化して、それで一つの自治体運営ができるということは、私は、もう誰が考えたって最善であるというふうなことでありますし、相模原市側から見れば、やはり中間に城山というものが挟まってしまうということはいかなるものかというご意見があるのは、また当然だろうと思います。

ただ、私ども、今度は津久井側から見させていただきますと、地勢条件上どうしても——藤野町がここで相模原市さんと1市1町の法定協議へ向けての準備をされたというふうなことを伺っておりますけれども、同様に、津久井郡側から見てしまいますと、地勢的に、どうしても中間に城山町というふうなものが存在をしているということは、これはもう避けて通れない事実でありますから、その辺のところ、先ほど高橋委員からお話が出ておりますように、1市3町——当時は藤野町は後ろですから、藤野町が一番後ろにいる訳ですから、この藤野町を除いた1市3町の協議がいかなるものかという議論は、ほとんど、実は出なかったんですね。なぜならば、城山町はちょうど境界にいる。藤野町は後ろにいる訳ですから。そういう点で、同じ1市3町という形の中でも、その議論はほとんど出なかった。

やはり今回、1市4町を目指して、もう一度ゼロからやり直すという方法もあるのではないかと、今、高橋委員からも出ておりました。しかし、それは、やはり1市3町という、城山町を含めて第7回にわたって延々と協議を進め、いろいろとあるべきビジョンも作っていただいた、それを全く無にして、全く無にして、それでもう1回ゼロからというふうなことが本当に可能なかどうかということも、私どもは真剣に考えました。どちらを選ぼう。結果的には、1市3町の城山町からの住民発議による法定協の設置というものについても合意をいたしました。それは、城山町の小林町長のやはり主張を私どもは100%入れた中で、それは一つの方向として選択をいたしました。もう一つは、1市3町の大変な膨大なエネルギーを注いで、財源を注ぎ込んだ協議結果というふうなものを、これをまた白紙にして、ゼロとして、新しい形をゼロから始めるのも一つではないかという、それは意見としては十分あり得ると思いますが、現実的には、それはとても選択できるものではないという判断をしました。

したがって、今回、相模原市さん側から見れば、確かに城山町が挟まった変則的な都市の形がスタートとしては存在をする。でも、私どもは、逆に、当初、協議をお願いした原点が2つある訳でありますから、そこへ到達をしていただくということが、非常に最善だとは思いませんけれども、やはり苦渋の選択としてこの場で協議をしていただきたいと。そして、できることならば、この積み上げたものをもとに一つの形を作っただけないだろうかというふうに思う訳で、これをまるっきりゼロにして、イロハからというふうなことは、私は、もうこの相模原との合併協議というふうなものを全く白紙にしてしまうということであるならば、それは、そう簡単に再協議というようなことはあり得ないだろうと。そこに今回私どもが選択をする非常に苦悩があった訳でありまして、ゼロなのか、それとも、可能性を求め

て、最善とは言わないけれども、次善の策としての中での最善の努力をすべきではないのかなど、こういう判断をした訳でありますので、高橋委員にも、ゼロか、それとも、最善の策ではないけれども、次善の策をもってして最善の努力を払おうということについてのご理解を是非いただきたいと、こう思っている訳であります。

○小川会長 高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 たびたびすみません、高橋でございます。

私の表現が皆さんに大変不愉快な思いをさせているかもしれませんが、私が、1市4町、ゼロからと言いましたのは、もちろん、任意協議会を7回、そして各部会を数えれば、本当に数え切れないほどの議論がなされていると私も感じております。私も、将来ビジョン検討委員会には、出席というか、委員に入らせていただいております、そちらの方も一生懸命やらせていただいたつもりでおります。

1市3町で任意協議会で合意が得られて、合意が得られてというか、いろいろな協議が終わりまして、一つの仕切りはできていると私は思っております。それに対して、追いかけてというか、後ろから藤野町さんが、藤野町さん独自で会議をされて、その1市3町で合意したことに私たちも合意していますよという合意がとれているというお話も、藤野町さんのホームページ等を調べさせていただいて分かっておるつもりでございますので、それを全部ゼロにして、本当にゼロから積み上げていく訳ではなくて、そこまでできているのだったら、ここで特例債にこだわって城山町さんが抜けてしまうという寂しい状況になるよりは、もう一度考え直して、積み上げたものに、さらに最後の積み上げをやり直してもよろしいのではないかという意味で言わせていただきました。その辺だけちょっとご理解をいただきたいと思っております。

○小川会長 では、天野副会長、どうぞ。

○天野副会長 私は是非、先程ほかの委員からも出ましたけれども、やはり特例法の期限でやるということは、「特例債にこだわって」という、今言葉が使われましたけれども、こだわるとは、この合併を進める上では、やはり事務経費というふうなもの、コンピューターの一元化から、大変な経費がかかる訳ですね。それは全部市民負担、町民負担というふうなことでやらなければならない訳ですが、そういったものをやはり政府、あるいは県ですね。県が支援をしてもらえる訳ですね。この支援がなければ、実は、この小さな町がこの合併の事務を進めるということは、現実には大変なことなんです。はっきり言って、これは難しいことなんです。

ですから、特例債にこだわって城山町を抜いて進めるというふうなことではなくて、これにこだわらずにやったらどうかというふうなことをおっしゃいますけれども、決して特例債にこだわるということではなく、特例債も新しいまちづくりを進めていく上に、やはりここにいろいろ事業がピックアップされましたね。これは最小限度だと思います。やはりこれを、政府支援を受けるということは、円滑に新しいまちを作っていく上の手段として、これは大事なことなんです。ですから、私が先程申し上げた、こういった大事なものを横に置いて、どこまでも無期限で合意をする方向へ進むのが本当にいいのかどうかという。

決して、くどいようですけれども、城山町さんは、無期限で、期限を設けずにやりましょう。任意協議会でやったものをゼロにしてもう1回やりましょうと、そういう意見。それでしっかりと議論しましょうということも、それは決して私は否定なんかいたしません。ただ、基本的に任意協で議論をしたことを尊重してやっていきましょうということでもありますから、先程来から申し上げているように、現在のこの形が最善の都市の姿だとは、恐らくほとんどの方がお思いにならないとは思いますが、合併を協議しながら、その難しい問題を乗り越えていく。歴史的な若干難しい問題を乗り越えていくとするならば、次善の策にはなってしまいましたけれども、その次善の策をもとに最善の努力を払っていくということが、今、我々に与えられた委員としての大きな役割ではないのかなと、こういうことを申し上げている訳でありまして、合併特例債を取るがために飛び地合併でいいんだという、そうした飛躍した議論は、私は今までもしてきたつもりはございません。冷酷に事実は事実として眺めながらやってきたということだけのご理解いただきたいと、このように思います。

○小川会長 他にございませんか。

矢越委員。

○矢越委員 たびたび申し訳ございません。城山町さんは誰もいらっしゃらないので、先ほど私が提案しました、城山町さんからも、まちづくりのビジョンとしてこの1市3町の合併協議会に出ていらっしゃった中里さんがおりますので、中里さんを加えていただくことは難しいでしょうか。あと1回、2回か分かりませんが、城山町を最終的にそうしたいというお気持ちがあるのならば構わないのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小川会長 矢越委員の今おっしゃったのは、城山町のまちづくり将来ビジョン委員会にお出になっていた方をこのメンバーに加えたらどうかと、こういうことですか。

○矢越委員 はい。

○小川会長 これはどうなんでしょうかな。どうですか。事務局、何か見解ありますか。

はい。

○**田所事務局長** 失礼いたしました。委員ということでは39名ということで決まっておりますので、アドバイザーとしてお招きをするということは可能というふうに考えてございます。

以上です。大変失礼しました。

○**小川会長** いかがですかね。アドバイザーとして、固有名詞はちょっとまだ分かりませんが、1人という意味ですか。城山から出ていられたまちづくり将来ビジョン委員会の委員さんの複数を……。お一人をという意味ですか。

○**矢越委員** といいますのは、まちづくりの将来ビジョンとして3名出ているんですかね、今現在も。であるならば、城山町さんを含めた合併でありたいと、皆さん、おっしゃっている訳ですから、いないこと自体の方が、私は、まちづくりをやっていく上で非常にいけないことではないかなと思う訳でありまして、規約が云々とかというのであれば規約を直せばいい訳でありますしとまで私は思います。

○**小川会長** そのことはどうなんでしょうかね。

佐藤委員、どうぞ。

○**佐藤委員** 相模原の佐藤です。

矢越さんのご意見もよく分かるんです。ただ、この母体そのものが、やはり1市2町に同意をされた自治体の中からということになっていますから、これは、この母体は崩してはいけないだろう。今、事務局からお話があった、アドバイザーならば必要に応じてご意見を求めることはできますよということですから、それはそれで私も否とするところではありません。

それから、さっきの1市2町の件なんですけど、私は、前回の会合のときに、会長から取りまとめ的なご意見があって、みんなそれで了解したと思うんですよ。それは何だったか。目的は、あくまでも1市4町なんです。ですから、この城山の問題に関しても大変大きな問題なんです。この問題を飛び越えてはいけない、1市2町のこの協議会なんですと。必要に応じて、その話題はこの場でみんなでお話ししましょうと、そういう合意点のもとに、この間、みんな了解しているはずですから、大きな気持ちで、それから市民、町民の良識を信じて、この会を進めていくということに重点を置いていただければ、私はいいのではないかと思います。

○**小川会長** ありがとうございます。

今、今というか、先ほど矢越委員から、アドバイザーということによろしいのでしょうか。

矢越委員は、あくまでも委員とおっしゃっているのですが。

○矢越委員 話に加わっていただければいいかなと思って。

○小川会長 ですから、形としてね。いわゆるアドバイザーというんでしょうか。アドバイザー、あるいはオブザーバーですか。どちらですか、オブザーバー、アドバイザー。オブザーバーですか、アドバイザーですか、どちらでもいいんですか。どうですか。

事務局長。

○田所事務局長 この協議会の中にアドバイザーの制度がございまして、協議会規約の中にアドバイザーという制度がございまして。アドバイザーとしてはご出席をお願いできるというふうに考えています。アドバイザーであれば、逆に、この協議会の中で意見を述べる又は説明を行うことができるという規定を設けてございますので、ほぼ委員と同じような形での協議に参加はできるのではないかとこのふうには考えてございます。

以上です。

○小川会長 はい、分かりました。

アドバイザーならということのようでございますが、アドバイザーではいかがですか、矢越委員は。いいですか。

○矢越委員 私は、それで結構です。

○小川会長 それでは、いかがでございましょう。具体的に人名が分からないとご判断しにくいのか、それとも、城山町の方ならば・・・あと2人いらっしゃるんですか。こちらに出ていない方が3人いらっしゃるんですか。

○矢越委員 今現在3人、相模原と相模湖と津久井町で1人ずつまちづくりの将来ビジョンは出ているんですけれども、城山町では、中里さんがこの合併協議会に出て・・・

○小川会長 お一人だけ。

○矢越委員 はい。

○小川会長 そうすると、もう中里さんと決まっていますね、固有名詞はね。そうそう、中里州克さんですか。

整理しますと、城山町の中里州克さん、まちづくり将来ビジョンの委員であった方ですが、その方をアドバイザーとしてこの席に加えるということについて、いかがでございましょう。固有名詞が出てしまって申し訳ないんですが。

では、向山さん、どうぞ。

○向山委員 アドバイザーの先生、前にもう3名おられて、それで、その中里さんがどんな立

場でアドバイスをしていただけるのかという、ちょっと趣旨が違うのではないのかなという、まず率直な感想なんですけれども。

先程から矢越委員が言われている、1市4町を目指すならば城山も一つの土俵に入れていこうよという。でも、それは苦渋の選択で、1市2町やむを得ない中での第1ハードルを今越えようとしているところなんです。ゴールは1市4町だと思います。でも、その第1ハードルを越すために、1市2町で今議論をして、この協議をとにかく粛々と積み重ねて、それで一つの形を作りましょうというのが、今回のこの法定協議会だと思うんです。だから、それをもっと広い枠の中で、将来はと、もう既に、この皆さんの委員の一致した考えなので、その辺のところでもう少し協議を進めていった方が、最後までいった方がいいのではないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小川会長 今、事務局に確認をしたところなんです、アドバイザーというのは、既にいらっしゃるのに、さらに加えてというのはちょっとおかしいのではないかというお話なんです、そのようなご意見もあるかとも思います。

規約を変更すればというお言葉も、先程どなたかからありましたけれども、この規約はそれぞれの議会の承認を得ているものですので、なかなか難しいということですね、変更することが。それで、こちらで意見を、この委員以外に意見を述べていただける立場の人は、アドバイザーであると、こういうことでございます。

したがいまして、私、今「参考人というのはだめなのか」と言ったんですが、その参考人制度はなしということございまして、アドバイザーのみと、こういうことでございます。もう固有名詞が出たことございまして、この中里さんのご意見なり、そういったものをこの場でお聞きをするかしないかと、これにひとつかかるかなと、このように思っておりますが、いかがでございましょうか。ご意見をひとつお聞かせください。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 遅参をいたしまして、失礼をいたしました。

アドバイザーですので、それはアドバイザーとして呼びするのは賛同できないという積極的なご意見が強くなければ、特にアドバイザーですので、お招きをされたらどうかという提案でございます。

○小川会長 いかがでございましょうか。

向山委員さん、どうぞ。

○向山委員 城山町の意見を尊重するというのも十分分かる。今までの任意協議会の積み重ね、

多額な公金を使って積み上げてきたものがある訳なんですけれども、城山町のお考えですとか、そういったものを反映させるのに、アドバイザーという一つのスタイルをとらなくても、別な方法でも城山町の意見もお聞きできる。意見反映ができる方法というのはほかにもあるのではないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうかね。どうも、ちょっと無理があるんですよね、アドバイザーというのは。

○小川会長 関戸委員、どうぞ。

○関戸委員 関戸と申します。

今のご発言の中で、これは、大勢の中でやる中では、やはり一つのルールにのっとって物事をやっておりますので。また、そのアドバイザーということでありますと、やはりある程度予測のできる中に、中立であるとか、そういう中ですね。しかし、ここは、もう審議する、協議するメンバーの人数が決まっておりますから、恐らくそういう決議権のない方がアドバイザーなりオブザーバーなり参考人なりということなのでしょうけれども、今はこのルールの中にはないですから、それをまた審議をしてやるということは、する必要がそこまであるのかどうかですね。例えば、予測のできる、こういった発言をしていただけるのではないかという予測があって、非常に重要度があるとするれば必要なのかもしれませんが。ここで、急遽、時間のない中に、あえて決議をして招き入れる必要があるかと思っておりますけれども。

私、1市2町という、今、そのやり方で来ておりますけれども、今、藤野町、城山町さんは、今までは、自分の町が合併反対しますと全体が全滅してしまうということをももちろん思って決議をする訳ですね。藤野町さんもそうですね。ところが、この1市2町ということになりますと、後からゆっくり考えて、自分たちが、自分の町が独立してやっていくのか、それとも合併をしていくのか、これは何年かけていってもいい訳ですね。ですから、もう1市2町で補助金をいただいて、相模原市と同じ財布になる訳ですから。ところが、全滅しますと、これはもうその財源は一切ない訳ですね。ですから、藤野町には選択権がある訳ですね。合併、1市4町に仲間入りしてもいいし、そうでなくてもいいと。ですから非常に、ベストではありませんけれども、ベターだなと。素晴らしい方向付けができたなど。1市4町でにっちもさっちもいかなかった状況が、このように藤野町さんにも、各町に選択権ができたというふうに思うんですね。

ましてや、このように、先程の広域道路等も、藤野町から相模原まで一気に道路が開通をする。津久井町に住んでいますとよく分かるんですけれども、藤野町からは大変です。相模大野に行くまでは大変な時間がかかる訳です。その道路が、この1市2町が先行することに

よって、また実現のめどが少しずつ強化されてくる。非常にベターな協議の進め方ではないかな。いい方法があったなと私は思っているのです。1市3町の協議もあると聞いていますし、1市1町もある訳ですから、非常に自由度がある。民主的だな。本当に民主的な形になったなと、私はそう思っています。

○小川会長 矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 大変申し訳ございません。中里さんの名前、固有名詞が出てしまったので、これで余りにも、賛成だ、反対だと言っても、反対の意見の方が多いようでございますので、撤回させていただきます。大変、非常に申し訳ないことだと思いますので、その件に関しましては撤回させていただきます。

○小川会長 分かりました。

さて、そうしますと、「協議第33号 新市まちづくり計画について」、いろいろとご意見をいただいておりますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 この内容に関してに入ってよろしいのでしょうか。

○小川会長 どうぞ。

○高橋（幸）委員 大丈夫ですか。まちづくり将来ビジョンの中で様々な検討をさせていただきますして、いろいろな事業を、こんな事業があったら、あんな事業があったらというのを全て選ばせていただきまして、承認いただいているはずでございますが、そこに対して、例えば、公園名とか道路名とか具体的な名称が——すみません。22ページでいいますと、さがみ縦貫道路ですとか、津久井広域道路ですとか、相模原町田線、相武台相模原線と、具体的な名称が、私たちが決めたときより多く入っております。その辺は、これは誰が決めたというか、誰がこの道を選んで決めたとか、そういうお話というのは聞けますでしょうか。

○小川会長 これは部会ですね、あるいは幹事会とか。そういったものが前にあって、そして今この審議をいただいている訳です。

○高橋（幸）委員 ありがとうございます。

その中で、具体的に言いますと、また幾つか選ばれて、合併特例債はここに使われるという幾つかの選択が先ほど事務局の方から報告がありましたけれども、具体的に場所が決まっていらないのに予算をつけるということは可能なのでしょうか。

○小川会長 どういうことなのでしょうかな。

事務局次長。

○内田事務局次長 これは予算ということではございませんで、財政計画を向こう10年間立てる場合に、どういう事業が必要であろうということで作ったものでございますので、主要事業としてこういうことが必要であるだろうと。ただ、その財政計画を作るときに、その事業にはどれぐらいのお金がかかるだろうと。それは合併特例債でどれぐらい見てもらえるだろうということで計算をして、積み上げたものが財政計画になっておりまして、場所等については、これから、決まっていないうものにつきましては、当然、新市の総合計画等で決まっていってお話でございまして、それをまた各年度の予算で積み上げるときに、そのときの財政状況もございまして、実際に、もっと厳密に精査して幾らぐらいかかるのかと。それはそのときの市の財政状況の中でどれぐらい見れるのかということは、予算編成の中で、各年度、行われるものでございます。

○小川会長 高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 すみません。私の勉強不足で申し訳ございませんでした。

それとあと、ここに挙がっている、丸点の後ろにたくさんの事業があるんですけども、これも、やはり市の財政状況によってやらなくなるものもある可能性があるという理解でよろしいのでしょうか。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 そのとおりでございます。

○小川会長 高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 そうでしたら、私、勉強不足で、いろいろな各地の協議会のホームページを勉強してきたつもりでおります。例えば、北九州というところ、福岡に北九州市がございまして、そこは隣の間地区というところと合併の話が進んでおりまして、事業費が具体的に、間地区には何%、北九州地区には何%、両市にまたがる地域には何%という形で、本当に分かりやすく、合併特例債がこのように使われるというふうに書いてあるんです。できれば、そんな表を次回出していただければ、どのぐらいどっちの地区に使われるかというのが明白になりますし、その辺も、多分、皆さん、住民の方が聞きたいことかなと思っておりますので、できれば、そんな表を出していただければと思います。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 そのような資料を作成してみたいと考えております。

○小川会長 どうぞ。荒井委員、どうぞ。

○荒井委員 相模湖の荒井でございます。

先程話をしている地域自治区の方が継続になってから、今度は1市3町だとか1市4町と、いろいろな話が出たと思います。これは継続審査になっておりますので、今言ったことは、これから皆さんにやってもらえば、継続して、この次にやってもらえば私はいいと思います。

それともう1点、先ほど、城山もいかなければ飛び地合併だとか、こういうことを言われております。相模湖町としても、先行合併で、期限内の合併を望みますということで相模原には要望しております。それと同時に、ここにお見えになった相模湖町、津久井町は、2町でも先行合併をしようということでここへ出ていると思います。だから、その辺のところをきちんと構えないと、これからまた3町もしなければいけないとか、4町もしなければいけないという話になると、1市2町が何のためにこの協議をしているのかと、こういうことになるとと思います。

議事の進行というのは、会長がおのずから1市2町の協議をしておるので、相模湖町は期限内の合併をしているんだと。城山町については、私が知る限りでは期限外だと。期限内にはやらないと。また、藤野町については、法定協に今度加盟したらしくても、来年の3月には合併しよう。こういう先が見えてきましたので、あくまでも先行合併が飛び地合併とは私はならないと思います。そういうことを皆さんとこの間も望んで、これは私は採択しているようなものだと思っていました。おのずから、この1市2町の協議会は、賛成をして第1回目が通過をして、ここへ来たと思います。その日その日で意見が出たことによって変えるようなことの委員会では、何日やっても同じようなことなので、先行して話はどんどん進めておいて、最終的にまたどうなのかということも、アドバイザーの先生方もおられるし、そこへ残せばいいと思いますよ。それで決定しなければ、また次回やっても同じような問題が出るならば、やはり議事は進まないですよ。大変難しい議事だからね。今日は二、三点きりないけれども、やはりその辺のところをよく対処しながらやっていただきたいと思います。

以上。

○小川会長 分かりました。

井口委員。

○井口委員 只今のご意見は、私が前回発言させていただいた部分にもかかわると思いますので、私が前回発言をさせていただきました趣旨を、もう一度、お話をさせていただきたいと思います。

私そのものは、1市2町の飛び地合併そのものが、その形がまず前提で賛成ということでなくて、何でしかるべき時期に議論しましょうとお話をさせていただいたかという、1

市2町の飛び地合併であったとしても、こういうまちづくり計画などの計画を審議していく過程で、1市2町で飛び地であったとしても、素晴らしいまちづくりができる、素晴らしい合併ができる、市民の方々にとっても納得していただけるという計画が出るのであれば、1市2町の飛び地であってももちろん進めていかなければいけないのでしょうかけれども、まず1市2町の飛び地合併ありきということで、こういうまちづくり計画を審議する前には判断できない、要するに、こういうどんな計画が出るのか、どんなまちづくりができるのかというのを考えてから、その1市2町、飛び地というややあまりないような形でも進めていくかどうかを検討していただきたいというお話をさせていただいた訳で、このまちづくり計画の細かい議論をした後に是非考えてみたいと思ったからでありまして、初めから、まちづくりの計画とか、どんな合併を彩っていくのかという議論が全く行われないうちに、こういう1市2町でもう進めるんだということをここで決めて、前回決めたという認識ではない訳であります。

であるからこそ、規約にも、この合併の是非を含めて、この委員の中で検討していくという項目を生かして、1市2町のどんなまちづくりをしていく、どんな合併を彩っていくから賛成か反対か、いいのか悪いのかを考えていきたいと言った訳であります。私は、決して、前回、1市2町の飛び地合併をまずありきと考えてご提案をさせていただいた訳ではないので、そこだけは是非ご理解をいただきたいと思えます。

○小川会長 私から申しますと、この1市2町。これは、一番最初、この協議会の一番最初で、合併の期日や方式とか、新しい新市の名称とか、市役所とか、そういうことから、すべて最初から始まっております。何のためにやるかというのは、これは1市2町で合併をするために今話し合いをしている訳でして、その中のいろいろな過程で、いろいろな意見が出ていると。まちづくりにおいてもそうでしょうし、その他についても出ているという、その段階ですからと私はとらえているのですが、いろいろな意見があってよろしいかと思うんですが。そして、最終的に合意ができるならば1市2町で合併をすると、こういうことだと非常に単純に私は考えておるのですが、もし間違いのあるようだったら言っていただければと思います。

○井口委員 会長がおっしゃられていることもごもっともだと思います。ただ、私たち、1市2町で進めるということは、本当にやはり冷静になってしっかりと考えていかなければいけないということがあるかと思えます。もちろん、議論の過程は、1市2町で合併することを前向きに進めていく、一步一步積み上げていくという議論を今まさにしている訳ではありま

すけれども、一定の時期に、その議論が積み上がった結果、本当にこの1市2町という枠組みでやっていくのかということをもう一度冷静に考えてみて、それが本当に——先程「先行合併」という言葉が出ていましたけれども、何をもって先行合併なのか。本当に後発でついてくるのか。そういうところも城山町とか藤野町の状況を見ながら冷静に考えてみたらどうですかと、みませんかという提案を前回させていただいたかと思えます。

一個一個の言葉を冷静に吟味していくとなれば、先行合併の「先行」とはどういう概念なのか。要するに、「先行」があるということは「後発」があるということになってくる訳でありますけれども、その状況を一定の時期に冷静に分析してみたらいかかかなと思って提案をさせていただいているところでございます。

○小川会長 分かります。適当な時期に冷静に判断を皆さんにさせていただくということでお願いしたいと思います。

では、天野副会長、どうぞ。

○天野副会長 津久井町の方から——相模湖町もそうですが、先程来、縷々ご説明しましたように、7回の任意協議会の結果を受けて、結果的に相模原市さんへ1市2町の法定協議会設置をお願いした責任者の一人でございますから、そういう立場でもう一度発言させていただきますが、基本的に、今、1市2町、飛び地であっても素晴らしいまちづくりができるのかどうかというふうなことが大事だというふうな井口委員のあれでございます。

もとより、この法定協議会の中で確認をされましたことが1点ございます。それは、今回の合併は、任意協議会の結果を受けまして、まず基本的に、相模原市への編入合併であるということでもあります。編入合併であるということはどういうことかと申しますと、私どもの津久井、相模湖の法人格は消滅をします。そして、特別職も自動失職をします。これもいいと。それから、条例等についても全て廃止をし、相模原市の条例にこれを適用すると、こういうふうなことであり、かつ市の名称についても、編入合併であるがゆえに相模原市でいくと。これについても合意がされた訳でございます。

そういう中で、では、まちづくりというものをどういうふうに津久井町はとらえているかということについて、若干お話しさせていただきますが、私は、やはりどこまでも、この時代の流れに沿って、地方自治体の行政サービス、あるいは地方自治体のあり方というものは変化をするのは当然だと思いますが、その中に、まちづくりというふうなことはどういうことかということ私なりにとらえて、今回の合併の申し入れをいたしました。

それはやはり、この1, 280に上る事務を一つ一つ全部精査をさせていただきました。

これは何かと申しますと、行政サービスの中身であります。行政サービスの中身というの
は一体どういうことかといいますと、まず、そこに住む津久井側、津久井の方はお願いをした
側ですから、法人格を失ったとしても、あるいは条例を失ったとしても、きちんとした町民
の安心性というふうなものが確保できるだろうか、あるいは生活する上での利便性というも
のはきちんと確保できるだろうか、あるいは町民生活にとって合併後の法人格を失った結果
としての安全性は確保できるだろうか、あるいは安心性・安全性を含めた、全体としての利
便性を含めた、いわゆる快適な生活というふうなものが担保されるだろうか、経済的な生産
力というふうなものは担保されるだろうか、こういうことを柱にまちづくりとしてのとら
え方をして、我々は行政サイドとして来ました。

その結果、やはり1, 280の事務事業というものを一筆一筆全部精査をさせていただき
ますと、我々が法人格を消滅し、かつ新しい編入をしたとしても、十分に津久井の側の町民
生活の、いわゆる担保というものはされる。いわゆるまちづくりというふうなものはきちん
とした形の中で成就できる。それは、中期的にも長期的にもそれは十分可能ではないかとい
うふうな判断をした訳でありますので、そういう点で、津久井側からすれば、きちんとした
相模原市に編入をして、法人格を失い、首長はすべて失職をし、議会も定数は減って、議会
議員の数としても定数は減ったとしても、明らかにそこにプラスとしての形が確保できるだ
ろうと、こう判断をいたしましたので、相模原側から見ると、先程来、果たして相模原とし
てどうなのかという議論はあると思いますが、津久井側としては、そういうふうないろいろ
な検証の結果、このまちづくりというふうなものは可能であると、こう判断をいたしました
ので、これは津久井側から申し入れ、そして合併協議の中でのいろいろな編入合併等を含め
て、私どもは納得をして協議をお願いしていると、こういうことでございますので、是非ご
理解をいただきたいというふうに思います。

○小川会長 小嶋委員、どうぞ。

○小嶋（省）委員 今、町長の方からお話をいただきましたけれども、津久井町の議会サイド
からも若干申し上げたいと思うんですが、実は、今、まさに津久井町長からお話をいただい
たとおりなんです、少なくとも津久井町としては、どこでも同じでしょうけれども、町民
の将来に対して、安全・安心にこのまちづくりがしていけると、こういう観点を基本にしな
ければいけないと思います。

より具体的にお話をさせていただきますと、過去、もう長い年月、津久井郡では4町で一
部事務組合をやっていますが、この広域の問題。この回収問題についてどうしていこう。こ

それはもう長い年月の課題です。少なくとも、そういった問題の長い年月の課題を一つ一つ解決し、それから町民が毎日の業務が遂行されて安心して生活できる、こういう基盤を作っていく、あるいは協議をしていくということが、まさに二元代表制の選ばれた町長であり、議会の、私たちの町であれば18人だというふうな認識のもとに、今回の協議に加わせていただいておりますけれども、少なくとも、例えば広域の問題でありますけれども、旧施設の取り壊し。いろいろと検討はされているようですけれども、4億ぐらいかかると、旧施設をね。ところが、この今の財政状況では、津久井郡4町がどんなに逆さにひっくり返っても、この捻出は難しい。

あるいは、つい最近、昨年だったですか、新潟の中越地震がありました。こういう問題が地域へ起こった場合、消防施設、この6施設ありますが、これをどうして津久井町の町民が安心してこういう整備をしていくか。これは、とうから計画があるんですが、そこに手がつかない。

こういうもの一つ一つの問題を解決するために、一つの手段として合併を検討してきたつもりです。必ずこういったものを、将来の可能性というものを考えながら合併を選択した訳ですから、再三、私が申し上げているとおり、城山町も藤野町もそういう観点に立っていただければ、必ず加わっていただけるというふうに確信をしています。ですから、これから、こういったいろいろな城山町や藤野町の意見を、あるいは意向を見ながら、この協議をしていただくことは大いに賛成ですから、我々、1市2町で法定協議会を設置された訳ですから、粛々と、この問題についてはお互いに意見交換をしながら前へ進めていっていただきたいと、このように思います。

以上です。

○小川会長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 それでは、若干、中身のご質問をさせていただきたいと思うんですが、合併シンボルプロジェクト、19ページ以降にシンボルプロジェクトが6つ書かれておりますが、これの位置付け。まちづくりビジョン検討委員会の中には、この合併シンボルプロジェクトに関しては、いわゆる夢の話であるという説明であったかと思えます。そういう観点で作られたかと思えますが、この合併シンボルプロジェクトの、このまちづくり計画における位置付けをご説明いただきたいなと思えますが、お願いします。

○小川会長 内田事務局次長。

○内田事務局次長 19ページに、ご覧のとおり、合併シンボルプロジェクトの説明といたし

まして、「新市の一体性を確保するため、次のプロジェクトを推進します」ということとさせていただきます。これは、22ページ以降の施策体系でございますけれども、その中から、合併のまさしくシンボルとなるようなプロジェクトということで、特出しをしたような形で組み立てておるものでございます。

そして、それぞれのプロジェクトに、主な事業というふうになってございますけれども、例えば、1の地域連結夢プロジェクトで、主な事業ということで、骨格幹線道路の整備というふうでございます。これは、さがみ縦貫道路は国、津久井広域道路は県でございますけれども、そういった主体はいろいろあるかと思えますけれども、そういう国・県・市協調して地域整備をしていくということで、これを合併後10年間の間に精力的に取り組むというものでございます。

以上でございます。

○小川会長 井口委員。

○井口委員 先程のご説明ですと、予算の関係上やるものとやらないものがあるというご説明でしたけれども、この6点に関しましてはシンボルプロジェクトと銘打っている訳ですので、期日、向こう10年間かけて取り組むということでありまして、これに関しては、シンボルである以上は、「必ず」という言葉はよくないのしょうけれども、基本的には取り組むプロジェクトであるというご理解でいいのかが1点。

それと、新市の一体性を確保するためのプロジェクトということで前提があって、6つ記載されている訳でありますけれども、1市3町の当時と、1市2町の、この今の枠組みになってから、このシンボルプロジェクトで一体性をより強く意識して作られたプロジェクトがあるのかどうかをご説明いただきたいと思えます。

○小川会長 内田事務局次長。

○内田事務局次長 まず、このシンボルプロジェクトでございますけれども、まさしく合併によって新市の一体性を確保ということでございますので、施策体系の中でも優先的にこういった事業には取り組みたいということで作っております。

それから、特に一体性をということでございますが、これは全て一体性の確保という観点から作っております、その場合には、1市3町の場合も、1市2町の場合も、この相模原・津久井地域ということで、基本的なものになる考え方は同じであるというふうに考えております。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんですか。

永井委員、どうぞ。

○永井（充）委員 相模湖町の永井です。

27ページの保健・医療・福祉のところ、特例債事業という形の中で先ほどご説明がありました、2番目の子育て環境づくりの充実というところで、こどもセンター建設事業と児童クラブ整備事業というのがあるというお話でございました。ちょっと文字だけ見ましてイメージがわからないので、具体的にどんな内容をお考えなのか、ご質問させていただきます。

○小川会長 部会がいいかな。

保健福祉部会長。

○井上保健福祉部会長 お尋ねの、先ずこどもセンターですが、こどもセンターと申しますのは、1つの機能としては、児童館の機能を持つ。もう一つは、放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブ、学童クラブとか、いろいろな言われ方をしていますが、学校が終わった後、小学校低学年のお子さんをお預かりすると、こういうようなものを併せ持つセンターでございまして、これにつきましては、本市としては、現在、公民館区に1館設置をしていくという基本方針で建設を進めているものでございます。

もう一つは、只今申し上げましたように、こどもセンターに併設されております児童クラブを単独で造ったものでございまして、児童クラブの目的としましては、放課後の、先ほど申し上げましたように、児童の健全育成事業として、現在、相模原市では、こどもセンターに併設されているもの、それから独立で造っているもの、それから小学校の余裕教室を使いまして整備しているもの、こういうタイプで整備を進めているものでございます。

なお、児童クラブにつきましては、全小学校に整備をしていくという方針で整備を進めているものでございます。

以上でございます。

○小川会長 どうぞ。永井委員、どうぞ。

○永井（充）委員 今のご説明の中で、児童クラブの整備事業というのは各小学校に造っていくというようなお話でございました。特に建物を造るとか、下の方はそういう形よろしいのでしょうか。

もう1点、こどもセンターの方は建物を建てるというような形よろしいのでしょうか。

○小川会長 保健福祉部会長。

○井上保健福祉部会長 いずれにしても、小学校の余裕の教室を使ってやるもの、それとあと、

独立というのは建物を造るものです。それから、こどもセンターに併設。それは、こどもセンターを造りますので、当然建物を造っていくと、こういう考え方でございます。

○小川会長 永井委員、どうぞ。

○永井（充）委員 すみません、ありがとうございました。今の内容は分かりました。その中で、現在、これが津久井地域にできるというようなお話だったのでちょっとご質問させていただいたのですが、果たして、津久井、相模湖も含めまして、それが一番必要なのかといいますか、特例債の事業がほかにはなかったもので、この事業が津久井で目についたもので、そのご質問をさせていただいたのですが、この事業が果たして津久井地域にあって本当に重要なものなのかということ、どういう形で出てきたのかということをご質問させていただきます。

○小川会長 では、審議の経過を教えてください。

保健福祉部会長。

○井上保健福祉部会長 当然、全国的にもそうですが、子育て支援というのは全国的にも当然喫緊の課題だというふうに考えております。次世代育成支援対策推進法、ここで法律ができて、現在、どこの市町も行動計画の策定を進めておると思うんですが、いずれにしても、この次世代育成支援をしていく、子育てを支援していくというのは非常に重要な事業であるというふうに施策としても考えているということで、調整方針としてはこういう形で決めさせていただいたということでございます。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 このまちづくりの関係については、またそれぞれ地元に帰って集約、あるいは検討を深めなければいけない項目も随分あると思いますので、次に報告事項もあると思いますし、それは是非、次まで期間がありますので、それぞれ集約した中で意見を言っていただくと。そういったことで、今回はこの件については継続にしたらいかがでしょうか。

○小川会長 今、宮下委員からの発言がございましたが、特に今日、発言をしておきたいということがおありでしたら、ひとつ挙手をいただく。なければ、この協議第33号につきましては継続協議とし、次回改めて協議をしていただくということにし、さらに全体の議事を進めていきたいと思っております。

特に、この際、発言をとということがおありでしたら。

〔発言する者なし〕

○小川会長 特にないようでございますので、「協議第33号 新市まちづくり計画について」につきましては、引き続き継続協議とさせていただきます。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

次に、報告事項に移らせていただきます。

〔「ひとつよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 はい、どうぞ。

○関戸委員 これは動議として、私は、1市2町という話が毎回毎回出てくると。それに相当な時間をとられる訳ですけれども、前回も、異議がないからそのままというふうなことで、先ほど事務局の方から説明がありましたけれども、前回も1市2町については相当の審議時間があった訳ですね。飛び地合併でなくて、1市4町というような議論があった訳です。ここで1市2町協議を継続する、要は、1市4町の云々という話が先ほど議論がありましたから、しっかりそこで決議をしておいていただければなと思うんですけれどもね。また再燃をする、再燃をするということで、どうも、今日、この会議は、1市2町会議ではなくて、1市4町になったり、3町になったり、ちょっと議論しにくいというふうに思うんですが。セコンドされる方がいたら、そのようにお願いします。

○小川会長 いかがでございますか、只今の。

矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 セコンドではございませんが、先程来、なぜこういう話が再燃したというのは私が発端だと思うんですけれども、もともと、この1市2町の合併協議会というのは、各々の市町の議会の議員の皆様方は議会で可決をされている訳でございます、そうではない我々、少なくとも私はそうなんですけれども、この会議に初めて参加する訳であります。そんな中で疑問に思うことをぶつける訳でありまして、ちょっと温度差がやはり一部の方とはあるのかなというのをつくづく先程から感じている訳なんです。ですので、それを再燃させる云々ということばかりに気をとられずに、根本的なものも考えながら、先程会長もおっしゃいましたけれども、議論していくことの方が私は大事かと思えます。

以上でございます。

○小川会長 他に、このことに・・・。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 確かにそういう意見もあるかと思えますけれども、我が町では、町の代表委員は意見を調整して出てくるんですね。その辺のことを、よそのことをとやかく言う訳ではない

ですけれども、その辺は、町なり市の代表としてやはり集約して出てきていただかないと、意見がなかなか、ここでまとめるとなると、それぞれの立場で来られているのも分かりますけれども、やはり一団の調整をして出てきていただきたいなど、そう考えます。

○小川会長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 もし各市町の委員同士で調整して出てくるのであれば、各市町1名ずつ出て協議をされたらいいのかと思います。私が調整したり、できる限り自分の力で把握すべきなのは、この委員さんになっていない人の意見だと思っておりまして、私ができるのは限られていますけれども、できる限りいろいろな人のお話を聞きながら、私個人の立場で私はこの場にいたいと思っております。もし市町で調整して出てくるということであれば、私はここにいくべきではないのかなと思っております。今のご発言に関しましては、強く撤回を求めたいと思います。

○小川会長 宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 うちの委員は、特定の人が発言している訳ではないです。それぞれ、そういった意見を、では言っていたかと。話し合いのもとに、そういったことでそれぞれが、では、それはそういったことで発言していただいておりますので、1人でいいとか、そういう発言は、私はしていないはずです。

○小川会長 高橋委員、どうぞ。

○高橋（幸）委員 私も井口委員の先ほどの意見に大賛成でございます。本当にこの会議は調整してくるべきではないと思っていますし、本当に調整するべきだったら、それこそ同じ意見しか出ないのに3人も4人も同じ町から出てくることは、公金の無駄使いだと私は感じております。

○小川会長 このことはどっちとも言い分があるかもしれませんが、私見を申し述べさせていただきますと、調整をするということは、いわゆるその前に調査があると思うんですね。いろいろなものの情報を十分踏まえて、そしてそれぞれが結論、あるいは各町ごとの結論というんでしょうか、そういうことではないのかなと、私は私なりに、そのようにこのことについては解釈をいたしておりますが。十分ひとつ情報の収集につきましてはお願いをしたいなと、このように思います。

なお、この協議会は、いわゆる合併の是非も含めてということでございますので、最後までこれが、最終の結論が出るまでは、どうなるのかという危険というんでしょうか、可能性は含んでいる話し合いですので、お互いに真剣に話をしていきたいと、このように思ってお

ります。

よろしゅうございますか、このことで。

[発言する者なし]

○小川会長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

「報告第9号 『相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による法定合併協議会の設立及び合併協議に係る合意書』及び『相模原市及び藤野町による法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書』の調印について」、事務局から報告いたさせます。

田所事務局長。

□報告第9号 「相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による法定合併協議会の設立及び合併協議に係る合意書」及び「相模原市及び藤野町による法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書」の調印について

○田所事務局長 それでは、お手元の資料、7ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第9号でございます。「相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による法定合併協議会の設立及び合併協議に係る合意書」及び「相模原市及び藤野町による法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書」の調印につきましてでございますが、平成17年2月18日付、先週の金曜日でございますが、別紙の1及び別紙2のとおり合意書に調印がなされましたので、ご報告を申し上げます。

平成17年2月21日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

8ページをご覧いただきたいと存じます。

8ページにつきましては、「相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町による法定合併協議会の設立及び合併協議に係る合意書」でございます。

これにつきましては、2月18日付で、各市長、町長の署名、印をいただきました。

この内容につきましては、先ず、1といたしまして、1市3町は、地方自治法及び合併特例法に基づきまして、相模原・津久井地域合併協議会を設立するというものでございます。

2は規約（案）、それから3が合併協議会に係る予算の案でございますが、これは別添のとおりとなっておりますが、本日、恐縮でございますが、お付けしてございません。

なお、4といたしまして、上記に定めるもののほか、合併協議会の設立に関して必要な場合は、1市3町で協議し、決定することといたしてございます。

これにつきましては、2月18日付で合意をいたしたものでございます。

次に、9ページでございますが、もう一つの「相模原市及び藤野町による法定合併協議会の設置及び合併協議に係る合意書」でございます。

相模原市及び藤野町につきましては、法定合併協議会の設置及び合併協議にあたり、次の事項について合意するというので、1から5までの事項について合意をいたしております。

1は、先程の1市3町と同様でございますが、藤野町との関係につきましては、2にございますように、法定合併協議会では、18年3月31日までに合併をすることを目標として協議をすることといたしたものでございます。

なお、規約、予算（案）につきましては、恐縮でございます、添付してございませんが、別に定めたものでございます。

以上が、報告第9号でございます。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から報告がございましたが、この報告に対しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

井口委員。

○井口委員 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。8ページの1市3町の法定合併協議会の合意書ですけれども、9ページの藤野町の2番項のように、合併の期日の目標は定められなかったのかどうかについて、確認をしたいと思います。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 先程説明をちょっと漏らしましたけれども、そのとおりでございます。藤野町とは合併の目標期日というものを定めさせていただいて合意をいたしておりますが、1市3町につきましては、先程来の協議の中でもいろいろご意見がございました、城山町の方から特に期限をこだわらずに協議をしたいというようなことがございまして、この1市3町の合意書の方には特別な期限は定めていないというものでございます。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 ございませんようですので、「報告第10号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について」、事務局から報告をいたさせます。

田所事務局長。

□報告第10号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について

○田所事務局長 それでは、資料10ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第10号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について。

津久井郡一部事務組合解散協議会会長から、津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について、別紙のとおり報告があったので報告する。

平成17年2月21日提出、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長。

11ページをご覧いただきたいと思いますが、津久井郡の一部事務組合解散協議会の会長から、本合併協議会会長宛てにいただいた文書でございます。

12ページをご覧いただきたいと思います

別紙となっております。現在の協議状況等についての報告がございました。

まず、1のこの設立の趣旨につきましては、この解散協議会の設立の趣旨が記載されてございます。

2の協議状況等でございますけれども、まず、(1)といたしまして、会議は4回、今まで開催をされているというものでございます。

(2)といたしまして、相模湖モーターボート競走組合の解散について。平成17年3月をもってモーターボート競走事業から撤退することについて、関係団体の理解が得られたと。それから、構成町議会の議決を経て次のとおり組合を解散することとしているというものでございます。

解散期日につきましては、本年、17年の3月31日。

組合職員の処遇については、構成する各町の職員として採用する方法で身分保障を行うというものでございます。

また、組合の財産の扱いにつきましては、津久井郡4町がそれぞれ4分の1を持ち分とする共有財産とするということで協議がなされたということでございます。

次に、(3)の津久井郡広域行政組合の解散についてでございますが、解散期日、組合職員の処遇及び組合所有財産の取扱い等について、今後、この一部事務組合解散協議会において検討を行う予定となっているというものでございます。

なお、13ページには、それぞれの一部事務組合の概要等について、参考として資料を付けさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○小川会長 只今事務局から、「報告第10号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協

議状況等について」、報告がありました。只今の報告に対しましてご質問等ございましたら、ご発言願います。

矢越委員。

○矢越委員 ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、12ページの一番下の(3)番、津久井郡広域行政組合の解散についてというところがあるんですけども、これというのは、手続的には、4町が広域行政組合というものを作っていると思うんですけども、4町、満場一致での合意だと解散できるのでしょうか。それとも、1町でも嫌だといったら解散できないものなんでしょうか。ちょっと分からないので、お尋ねしたいんですけども。

○小川会長 清水幹事、どうぞ。

○清水幹事 只今の広域行政組合の解散協議でございますけれども、今、私も、この1市2町の幹事という立場で相模湖の助役として出席している訳ですけども、4町につきましては、モーターボート競走組合と同じように協議を進めてきております。しかしながら、具体的には、まだ煮詰めるところが、財産の問題、あるいは職員の身分の問題、この辺のところをもう少し4町間で詰めなければいけないと、こういう問題がございますので、もうしばらく時間をいただいて、早急にその辺のところを4町間で煮詰めていきたいと、このように思います。

失礼しました。1町でも合意ができないと解散できないのかと、こういうご質問の内容があったようでございますけれども、この件につきましては、今後、4町間でよく協議をするということで、早急に進めていきたいと、このように思います。

○小川会長 矢越委員。

○矢越委員 今のお答えですと先程のご説明と同じでございます。4町が、では解散しようとなったときは当然解散できるんでしょうけれども、例えば、1町でも2町でも、やはり解散は嫌だよといった場合には解散できるのかできないのかということをお聞きしているんですけども。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 制度といたしまして、一部事務組合の解散の際には、構成団体すべての議決が必要でございます。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 ございませぬようでしたら、次に進ませさせていただきます。

以上で、報告事項を終了させていただきます。



◎その他

○小川会長 次第の4、その他に移らせていただきますが、(1)「今後の協議会開催日程(案)について」、事務局より説明をいたさせます。

田所事務局長。

□その他(1) 今後の協議会開催日程(案)について

□その他(2) その他

○田所事務局長 資料、14ページをご覧いただきたいと存じます。

その他の(1) 今後の協議会の開催日程(案)でございます。

第3回の相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会につきましては、3月13日日曜日でございます。大変恐縮でございますが、日曜日の午後2時半から、当会場、けやき会館5階の大樹の間で開催の予定をいたしております。

以上でございます。

○小川会長 事務局より説明がありました。

ご質問ございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 他にないようでございますので、事務局より何か報告する事項がほかにございましたら、お願いいたします。

[「特にございません」と呼ぶ者あり]

○小川会長 事務局からはないようでございます。

皆様方から、特に、この際、ございましたら。

[発言する者なし]

○小川会長 以上で、次第の4、その他については終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの先生から一言ずつご講評なりをいただければと存じ

ます。

初めに、吉田先生、お願いいたします。

○吉田アドバイザー 一言だけ申し上げたいと思います。

前回同様、活発な議論をされておりまして、次第にその内容が深まっているかなという、そんなふうな印象でお聞きしていた訳ですが、その中で1つ、今回、1市2町ということで飛び地というお話がございましたが、そこからの出発ということで、そこでなかなか、いろいろ皆さん、ご心配の点、あるいは疑問な点が色々出てきたのではないかなと思いますが、ただ、ちょっと考えてみますと、2つの地域に分かれるということがどういう問題を生み出すかなということですね。

一般的に考えますと、まず、移動コストがかかるだろうというふうなことがまず頭に浮かぶ訳ですが、今回の場合、そういう移動コストが問題になるほど飛び地になるのかなと思いますと、私自身は、そうでもないだろうというふうな感じで受けとめておりまして、ほかに、では、どういう——デメリットというお話がございましたが、どういう問題を生み出してくるかといいますと、大きく2つの地域に分かれるということになりますと、重複コストですね。同じような施設を2つ造らなければいけないという、そんなふうなことも恐らく出てくるだろうと思うんですが。ただ、お手元のまちづくり計画を見ておりますと、そういう面もそれほど問題ではないかなという感じで私は拝見しておりまして、そうしますと、結局は、市としての一体感をどう確保するのかという問題が最終的に残ってくるかなという感じがします。

ただ、この一体感の問題は、飛び地であろうが、あるいは1市3町、4町の場合も同様に、これから新市としての一体感をどう作り上げていくのかという課題が残ってくる訳でして、そんなふうな考えますと、基本は、こういう2つの地域を基盤にしながら、これからどういう都市の経営を展開していくのか、そういう政策の問題が結局基本になるのではないかなという、そんなふうなことを感じながら皆さんのご議論を伺っておりました。

そういう面では、今日も継続審議になりましたが、新しいまちづくりの計画の内容ですね。それともう一つ、地域自治区についての内容の検討といいますか、その2点は、やはりそういう面からしますと、これからどういう都市の経営をやっていくのか、その場合の基軸として重要なものになるのではないかなという、そんなふうな形で受けとめております。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

続きまして、辻先生、よろしくお願ひいたします。

○辻アドバイザー 辻でございます。

今日、いろいろ議論を聞かせていただきまして、私が一番気になったのは、今回、1市2町の編入合併ということですので、基本的には、その編入される方ですね。津久井町や相模湖町の権利やまちづくりが今後も十分保障されるのかというところに議論の焦点を置いていかないと、十分この2町の意見を代弁できないというふうに私は思っています。したがって、1市3町、1市4町は別に場がありますので、やはり今回は1市2町のことのまちづくりが今度の案で十分なのかということに最終的に力点を置いて、やはり議論をしてほしいというのが一番懸念になったことです。

それから、幾つか、それに付随して、合併のまちづくり計画の中で、各地域別にその経費を出すというような要望を出されましたが、私の過去の経験だと、そういう資料を作ってあまりよかった試しはないというのか。基本的には、それは事業費がかさむといいというイメージだと思うんですが、それは無駄な事業だといけませんし、それから迷惑施設を造っても事業費はかさむんですね。あまりどこの地域にどれだけのものがというよりも、やはり1市2町の中でどのような施設が必要で、トータルにどういう導線で考えるかということに力点を置いた方がいいのではないかとこのように思いました。

これが主な点で、あと、今回、議論の過程で、私も前回欠席しましたので、随分、飛び地合併について議論がありましたが、私は、先日、城山町の合併シンポジウムの司会をしましたが、そのときも、町長さん、2人で会うこともありましたが、やはり合併するともしないとも、それは言わないんですね。議論をするということですので、もうこれは公式の立場でそうですから、それ以上は、もう憶測——やれ、しないつもりだの、するつもりだのやっても、それはもうしょうのないことだと思うんですね。

しかし、結局、将来、城山町がどうなるか、藤野町がどうなるかということを考えてときに、まず合理的に行動したらどうなるかということで私は判断するしかないと思うんですね。今回、この1市3町の中でいろいろ議論してきましたが、住民負担は、一部高くなるのが若干ありますが、基本的には相模原に合わせることによって低くなって、サービスは基本的に向上するという路線がはっきりしましたので、合理的に判断していただければ、私は、時期が遅れても、1市4町でいけるのではないかとこのように私個人は思っています。しかし、価値観は多様化していますので、合理的に行動することが常にいつも正しいとは限りませんので、そのところは将来のことですから予断がありません。

それから、今後、合併するという前提に立ちますと、1市2町でも期限内に合併して、特例債が使える、それから合併の特交が出てできるというのは、行革に苦しむ立場からすると、本当にありがたい話ですね。とてもではないけれども、みすみす、協議は調っているにもかかわらず、政治的な調整だけで1年見送るということで何百億円と棒に振るというのは、私は、住民に対して説明できないことではないかというふうに思っています。

それから、今回は飛び地合併にならないことを私も思っていますが、飛び地合併、随分議論があって、何か、飛び地合併をすると悪いことだと。物笑いの種にされるようなことを言われておった方がおりましたが、私も、仕事の関係で、青森県というところのやはり県と市町村の関係の権限移譲の委員会をやっているんですが、青森県はもともと1地区あったんですが、今度、3カ所以上、飛び地合併が進んできていまして、これは、要するに、強制合併の世の中ではなくて、あくまでも、最終的に合併は個々人の町民や町長さんや議員さんの判断によりますので、結果的に合併するところが飛び地が出たり出なかったりするの、民主主義の中ではやむを得ないことだと私は思っています。

飛び地合併が長い期間に渡って、面的整備に影響を与えるようになると問題かもしれませんが、数年遅れるぐらいだと構いません。今、もう少子高齢化で、物を作る時代からソフト中心の時代が変わってきていますので、そういう意味では、これからは、飛び地であるかどうかというのは今まで以上にあまり問題にならないというふうに思っています。これは田舎だけの話ではありませんで、例えば、川崎市と町田の間でも、今でも岡上地区という飛び地があります。それから、横浜と川崎の間にもたしか飛び地があります。ですから、決して飛び地を推奨する訳ではありませんけれども、一応——それから小さい村で飛び地を抱えていても、現在、合併しないところもありますので、今回の協議の中身からすれば、先行であっても十分協議をクリアしているというふうに私は言えると思っております。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

次に、牛山先生、お願いいたします。

○牛山アドバイザー どうも、牛山でございます。

もう皆さんも大分お疲れでしょうから、本当に短く、1点だけお話しさせていただきたいと思うんですが、今日、協議32号で、地域自治区、それから都市内分権のお話がありました。これは、やはり先ほどからお話が出て、今、辻先生からもお話がありましたように、編入される側してみれば非常に重要な問題でありまして、地域の声をどうやってこれから

市政に届けていくのかという点で非常にご心配だということだと思います。その意味で、地域自治区を最大限活用し、それを尊重しながら当分の間やっていくということが1点と。

それともう1点は、先程から議員の数が減ってしまうということで、これも大変ご心配だと思っておりますが、ただ、翻ってみますと、相模原市も、人口から見た議員の数というふうになっていきますと、著しくその差が大きくなるかということ、大変そういう意味では相模原市でも大きな問題はあると思っております。その意味では、地域自治区が解消された後にこの都市内分権を具体化していく中で、相模原市でも今問題になっているような住民の参加、協働ですね。声をどうやって行政に届かせていくのか、政治に届かせていくのかという点を今後新たにまたご一緒に考えていくのだろうということになるんだと思います。

そういった意味で都市内分権をどうやって進めていくか。これは全く新しい仕組みづくりになっていく部分もありますので、その点をご理解いただいた上で、もちろん、従来の自治体、区域の意見を尊重する。そして、新たに肥大化した都市の中で、住民の参加、協働の仕組みをどうやってつくっていくかという、この2点から是非積極的にご議論いただければと思います。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。



◎閉 会

○小川会長 それでは、閉会に当たりまして、天野副会長さんより挨拶をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○天野副会長 それでは、相模原市・津久井町・相模湖町の第2回の法定協議会を本日持たせていただきまして、大変長い時間、ご議論をいただきました。大変それぞれの委員の皆様方から、非常に本音でもって真剣に問題提起をしていただき、また、私ども行政側の立場としての意見も述べさせていただきました。事が重要な件でございまして、この協議の結果によりまして、これから10年、20年、30年、あるいは、私どもはちょうど町制施行50年を迎えますが、今後の50年に当たっての大きな責任を全うしていく重要な会議でもございます。いかに議論が白熱をしても、私は許されることであろうと思います。本当に、第3回

へ、今日は4つの議案が持ち越されている訳でございますが、それだけ皆様方が問題に真剣に当たっていかうという結果が、やはり継続協議というようなところへいつているのだろうと思って、私は、そのことがむしろ正しいのだろうと。間違いなく正しいだろうというふう
に判断をさせていただきます。

どうぞ、歴史的な作業でございますので、それぞれが苦渋の中でのご判断をいただくときも来ると思いますが、是非ひとつ第3回目に向けまして、それぞれのお立場の中でこの問題をとらえていただきまして、一つのこの協議会としての責任が全うできますように、更なるご協力をお願い申し上げまして、第2回目の法定協議会を終了させていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

○小川会長 ありがとうございます。

以上を持ちまして、第2回相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして熱心にご協議いただき、ありがとうございました。

閉会 午後12時07分

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成17年3月2日

会議録署名人 山 岸 一 雄

会議録署名人 大 用 順 司